

事 務 連 絡
令和7年4月25日

薬局開設者 様

高知県健康政策部薬務衛生課長

G-MIS による大型連休等の臨時閉店日の設定について

日頃は、本県の薬務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、薬局機能情報提供制度により各薬局は薬局機能に関する情報を、G-MIS により報告することとなっており、その情報は医療情報ネット（ナビィ）で公開しているところですが、昨年末の連休の際に、医療情報ネットを利用し「現在開店中の薬局」で検索を行った結果、閉店中の薬局を訪問された事例が多数発生しました。

公開している薬局機能情報は県民の皆様が薬局を選択するにあたり必要な情報であり、最新の情報を公開することが重要です。

つきましては、薬局が大型連休（GW や夏休み等）や学会への出席等により、通常定めている閉店日以外の日に閉店する場合には、別添資料を参照のうえ、G-MIS「臨時閉店」機能により、臨時閉店日の設定を行っていただきますようお願いいたします。

設定方法等ご不明な点がございましたら、管轄の福祉保健所（高知市内の薬局は薬務衛生課）までご連絡ください。

<問い合わせ先>

高知県健康政策部薬務衛生課 黒木、平松

Tel : 088-823-9682

E-mail : 130901@ken.pref.kochi.lg.jp